

フランチャイズ接骨院に対する措置命令(2019.11.18埼玉)



本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、遅くとも平成30年11月1日から令和元年10月24日までの間、「全国の患者様から選ばれてNo.1お客様『評価』★★★★★」、「全国の接骨で■■■接骨院は三冠達成!」、「第1位痛みが辛い患者様が選ぶ全国の接骨院技術部門」、「第1位安心安全な骨盤矯正全国の患者様が選ぶ骨盤矯正」、「第1位むち打ち治療に強い接骨院全国の医師が選ぶむち打ち治療」等と表示するなど、あたかも、本件役務について顧客や医師からの評価が非常に高いものであるかのように表示していたこと。

実際には前記の表示は、平成30年10月に、同社が調査会社に委託しインターネット上で収集した同社を含む整骨院10者に関するイメージ調査の結果であり、無作為抽出方法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえないものであった。

また、当該調査は、腰痛等の痛みが辛い患者を対象とする調査や、医師資格を保有するか否かの確認をしたうえでの調査ではなかった。

さらに、10者のうち同社を除く9者の中には、同社の関連の者が2者含まれている。